

# 持続可能な開発目標（SDGs）におけるジェンダー視点の主流化に関する研究：日本と諸外国の自発的国家レビューの比較

織田由紀子\*

## はじめに

「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)<sup>(1)</sup>は、今日世界の人びとが、持続可能な地球環境を保全し、誰一人取り残さない経済のしくみを構築し、包摂的な社会に変えたいとの思いを共有していることを示したものである。

ジェンダー平等と女性および女性のエンパワーメントは、2030 アジェンダ達成の前提条件とされている。日本はジェンダー格差が大きい国であることから、2030 アジェンダの実施は、日本におけるジェンダー不平等を是正するための好機であるとともに、ジェンダー平等を推進することこそが、日本における 2030 アジェンダの実施を意味する。

本研究の目的は、日本において 2030 アジェンダの実践を通じてジェンダー平等を達成するための手がかりを探ることにある。

## 1. 背景、先行研究、分析の枠組みと分析対象

### (1) 背景—SDGs とは

2030 アジェンダは、「誰一人取り残さない」を理念とする、持続可能な社会を作るための国際的な約束文書で、2015 年 9 月、

国連持続可能な開発サミットにおいて採択された。人間、地球、繁栄、平和、パートナーシップを柱に 2030 年を目標年として達成のために取るべき行動を示している。

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は 2030 アジェンダの一部であるが中核を成している。このため 2030 アジェンダを SDGs と呼ぶことが多く、本稿においても、特に 2030 アジェンダに言及する場合を除いては総称として SDGs を用いる。SDGs は、経済、社会、環境分野にまたがる 17 の目標とその下にある 169 のターゲット、さらに 244 の指標で構成されている<sup>(2)</sup>。

SDGs の進捗状況は、国連持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（HLPF）において検証（レビュー）される。HLPF では課題別レビューと各国政府による自発的国家レビュー（VNR）が報告される。2017 年の HLPF 全体のテーマは「変化する世界における貧困の根絶と繁栄の推進」で、課題別レビューは、目標 1（貧困）、目標 2（食料と栄養）、目標 3（健康）、目標 4（教育）、目標 5（ジェンダー平等）、目標 9（インフラ、産業化、イノベーション）、目標 14（海洋資源）、目標 17（実施手段）について行われた。

ジェンダー平等は、SDGs 策定の歴史を通じて重視されてきた。しかし世界の現状はジェンダー平等の達成にほど遠いこと

\* JAWW（日本女性監視機構）副代表、2017/18 年度客員研究員

は、『グローバルジェンダー格差報告』において、ジェンダー格差の解消までには 217 年必要と述べられていることに示されている (World Economic Forum, 2017, viii)。

2030 アジェンダでは、ジェンダー平等および女性と女児のエンパワーメントは、SDGs のすべての目標とターゲットの実現にとって重要と位置づけられており、「システムティックなジェンダー視点の主流化」は、SDGs を実現するための手段とされている。また SDGs には、目標 5 「ジェンダー平等の達成および女性と女児のエンパワーメント」という、ジェンダー平等に関する独立した目標があり、その重要な位置づけを確かなものにしてしている。目標 5 ではジェンダー平等を実現するために不可欠な事項が 9 つのターゲットとして示されている。それらは、①差別の撤廃、②暴力の撤廃、③有害な慣行の撤廃、④社会的保護および無報酬労働の評価と再分配、⑤意思決定への参画およびリーダーシップ、⑥性と生殖に関する健康及び権利 (Sexual and Reproductive Health and Rights: SRHR)、⑦経済的資源へのアクセス、⑧ ICT の活用、⑨ジェンダー平等政策および法規の強化である。

## (2) 先行研究

SDGs 施行後日が浅いこともあり、本研究着手時点では、日本語の文献もジェンダーの視点からの分析も多くはない。蟹江 (2017) は環境ガバナンスの視点から、SDGs は新しいグローバルガバナンスを体現していると見ている。SDGs は、従来の「法的枠組みを国際交渉によってすり合わせながら新たな共通のルールを構築する」フォアキャストのやり方とは異なり、持続可能な社会の「あるべき理想像か

らスタートしたトップダウンかつバックキャストのアプローチ」をとっており、「法的拘束力は持たないが、指標で到達度を測り、比べることで、競争原理を導入する」としている (蟹江 2017: 1)。このアプローチが、ジェンダー平等達成にどのように影響するかについては述べていないが、SDGs の到達点と日本における現状とのギャップを埋めるための「処方箋」として、ジェンダーに関しては、経済分野、決定参画、男女間の暴力を挙げている。

ジェンダー視点からの研究は多くはない。SDGs 実施後の早い時期に出された三輪 (2016) は、SDGs 実施におけるジェンダー主流化に関して、女性の関心事、ニーズ、貢献を可視化し主流化することが重要として、開発とジェンダー分野で開発・実践されてきたジェンダー分析の方法の有効性を強調している。

田中 (2018) は、SDGs を通じて日本を含めた世界のジェンダー不平等の現状を変える可能性について市民社会の視点から論じている。ジェンダー主流化に関しては、17 の目標をターゲットと指標に基づいて、①全般的にジェンダー視点を取り入れた目標、②ターゲット毎に扱いに差がある目標、③ほとんど入っていない目標に分類した上でその課題を分析している。そして、日本における SDGs の取り組みに当たり、①ジェンダー統計の徹底、② SDGs のローカル化、③ VNR 報告書の好事例からの学び、④開発援助におけるジェンダー主流化の制度構築が重要であるとしている。

ボロムストロム (2015) は女性メジャーグループ (WMG) での活動経験に基づき、SDGs 策定に至る活動の成果と課題を整理している。成果としては SDGs に目標 5 というジェンダー平等に関する独立した目標を入れるのに成功したこと、目標 5 のター

ゲットに女性に対する暴力、SRHR、無報酬のケア労働などの文言を含めることができたことを挙げている。さらに、目標5以外のいくつかの目標にジェンダー視点を含めることができたことはジェンダー主流化の表れとして評価している。他方、SDGsは、貧困を生み出す原因である富の集中や貿易・金融・税制に関するグローバルな構造的不平等に対して踏み込んでいないとして批判している（ボロムストロム、2015: 14）。

Gabizon（2016）もWMGがSDGsの策定過程を通じて、ジェンダー課題の主流化に貢献してきたことを強調、特に、気候変動（目標13）と水（目標6）のターゲットに女性という文言を入れることができたのはWMGの働きの成果としている。

VNRに関しては、国連持続可能な開発部（DSD）は『VNR2017要約版』（DSD 2018）を発表している。これは各国のVNRの記述を分析軸に沿ってまとめたものであるが、分析軸にジェンダーに関するものはなく、ジェンダーについての記述は課題別レビューの目標5の要約にとどまっている。CCIC（2018）は、政府によるVNRだけでなくステークホルダーによるオルタナティブ報告<sup>(3)</sup>も分析対象に含んでいることが特徴的であるが、その分析軸はDSD（2018）とかなり重なっておりジェンダーに関するものはない。このように、国連および市民社会組織によるVNRの分析ではジェンダー視点は明示的ではない。従って、ジェンダー視点の主流化を柱に分析しようとする本研究は、SDGsに関する研究の蓄積に貢献するものと言える。

### （3）分析の枠組みと分析対象

本研究においてジェンダー視点からVNRを分析するに当たり、DSD（2018）

およびCCIC（2018）の分析軸を参考に、以下の分析軸を設定した。

- ① SDGs実施におけるジェンダー平等の位置づけ
- ② ジェンダー平等の現状、成果、課題
- ③ ジェンダー視点の主流化
- ④ 「誰一人取り残さない」に関するジェンダー視点
- ⑤ 市民社会組織、ステークホルダーの参加とジェンダー視点
- ⑥ 開発協力

本研究の分析対象は、2017年のHLPFで報告された43カ国のVNRのうち、日本を含む経済協力開発機構開発援助委員会（OECD・DAC）加盟7カ国とアジア地域の6カ国計13のVNRを用いる。

分析対象に日本を含むOECD・DAC加盟国を選んだのは、これらの国々は開発協力を通じてグローバルなSDGsの実施への協力を期待されていることによる。なかでもEUの国々には世界経済フォーラムの「グローバルジェンダー格差指数」（GGGI）による順位でも常に高い位置にある国が多く、日本でSDGsの実施を通してジェンダー平等を推進するための参考になる取り組みがあることが期待される。アジア地域の国々を選んだのは、日本と同じ地域に属しているという地理的近さによる。

2017年のHLPFで報告した43カ国の地域別内訳は表1のとおりである。網掛けゴチック体は今回分析対象としたVNR報告国、（ ）の数字はGGGIによる順位を示している。

表 1 2017 VNR 報告 43 カ国一覧

| 地域グループ           | 国数 | 国名   |
|------------------|----|--|
| アフリカ             | 7  | ベナン (116)、ボツワナ (46)、エチオピア (115)、ケニア (76)、ナイジェリア (122)、トーゴ (—)、ジンバブエ (50)   |
| アジア太平洋           | 13 | アフガニスタン (—)、 <b>バングラデシュ (47)</b> 、キプロス (92)、 <b>インド (108)</b> 、 <b>インドネシア (84)</b> 、 <b>日本 (114)</b> 、ヨルダン (135)、 <b>マレーシア (104)</b> 、モルディブ (106)、 <b>ネパール (111)</b> 、カタール (130)、タジキスタン (95)、 <b>タイ (75)</b> |
| ラテンアメリカおよびカリブ海地域 | 11 | アルゼンチン (34)、ベリーズ (79)、ブラジル (90)、チリ (63)、コスタリカ (41)、エルサルバドル (62)、グアテマラ (110)、ホンジュラス (55)、パナマ (43)、ペルー (48)、ウルグアイ (56)   |
| ヨーロッパ<br>東ヨーロッパ  | 12 | アゼルバイジャン (98)、ベラルーシ (26)、 <b>ベルギー (31)</b> 、 <b>チェコ (88)</b> 、 <b>デンマーク (14)</b> 、 <b>イタリア (82)</b> 、ルクセンブルク (59)、モナコ (—)、 <b>オランダ (32)</b> 、 <b>ポルトガル (33)</b> 、スロベニア (7)、スウェーデン (5)                        |

地域グループ分けは <http://www.un.org/depts/DGACM/RegionalGroups.shtml>

国名の日本語表記は <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023536.pdf>

下線は OECD・DAC 国 <http://www.oecd.org/dac/dacmembers.htm>

斜体は OECD・DAC の援助受取国 (低中所得国、低所得国、後発開発途上国)

<http://www.oecd.org/dac/stats/documentupload/DAC%20List%20of%20ODA%20Recipients%202014%20final.pdf>

( ) の数字は 2017 年の GGGI による順位。(World Economic Forum 2017) (—) はデータなし。

本研究は、2017 年に報告された VNR のみを分析の対象としている。分析対象をこのように絞っていることは次の点で注意を要する。第 1 に SDGs 実施開始後 1 年強しか過ぎていない時点での VNR であり取り組み成果は分からないこと。第 2 に 2017 年に報告するかどうかを含め、VNR の構成、内容、分量は各国の裁量によることから、例え同年の VNR の間でも比較には注意が必要であること。第 3 に VNR は政府による報告書であり実態を反映しているとは限らないことである。

## 2. 2030 アジェンダおよび SDGs におけるジェンダー

前述のように、2030 アジェンダの前文では「ジェンダーの視点をシステムティッ

クに主流化していくことは不可欠」と規定している。そこで SDGs の全目標とターゲットに、ジェンダー、女性、少女などの文言がどのように含まれているかを手掛かりに、ジェンダー視点の主流化状況を見ると、17 の目標のうち 7 つの目標とターゲットではこれらの文言に全く言及されていない<sup>(4)</sup>。SDGs におけるジェンダー主流化は未完といえる。

加えて、SDGs の重複を除く 232 の指標のうち、女性や性別に言及している指標は非常に少ない。目標 5 の指標にジェンダー視点が含まれるのは当然なので目標 5 以外の 16 目標について見ると、全 160 のターゲット、230 の指標のうち、女性や性別に言及しているターゲットは 22 (14%)、指標は 39 (17%) に過ぎない。特に目標 7 (エネルギー)、目標 9 (インフラ・産業化)、

目標 12 (生産と消費)、目標 14 (海洋資源)、目標 15 (陸上資源) では、ターゲットにも指標にも、性別や女性について全く言及されていない。これらの目標ではジェンダー視点は無視される危険がある。

指標は、概念、手法、基準の明確さ、半数以上の国で定期的に公表されているかなどの基準に従って、明確なものから順に、

Tier (階層) I から III に分類されている。目標 5 だけに限っても階層 I に分類されている指標は 4 つに過ぎず、階層 III の指標は 7 つと半数を占めており、明確ではないものが多いことが分かる。指標の明確化と収集も課題である。

表 2 性別統計やジェンダー関連の文言に言及しているターゲットと指標数

| 目標                    | ターゲット | 指標 | 指標例   |
|-----------------------|-------|----|---|
| 目標 1. 貧困              | 3     | 6  | 性別貧困線以下人口、性別土地保有者   |
| 目標 2. 食料と栄養           | 2     | 1  | 性別小農の平均収入   |
| 目標 3. 健康              | 2     | 6  | 妊産婦死亡率、専門技術者の立会による出産の割合、性別新規 HIV 感染者数   |
| 目標 4. 教育              | 7     | 8  | 読解力、算数の性別到達者割合、持続可能な開発教育におけるジェンダー平等の統合、男女別トイレがある学校の割合                                     |
| 目標 5. ジェンダー           | 9     | 14 | 18 歳までに性的暴力を受けた若年層の性別割合、18 歳未満で結婚した女性の割合、無償の家事・ケア労働に費やす時間の性別割合、国会・地方議会の女性の割合、管理職に占める女性の割合 |
| 目標 6. 水・衛生            | 1     | 0  |   |
| 目標 7. エネルギー           | 0     | 0  |   |
| 目標 8. 経済成長と雇用         | 2     | 6  | 性別インフォーマル雇用の割合、性別平均時給、性別失業率、性別児童労働者の割合と数、性別労働災害の発生率                                       |
| 目標 9. インフラ、産業、イノベーション | 0     | 0  |   |
| 目標 10. 不平等            | 1     | 1  | 中位所得の半分未満で生活する人口の性別割合   |
| 目標 11. 持続可能な都市        | 2     | 3  | 公共交通機関、公園へアクセスできる人口の性別割合、身体的・性的ハラスメントの被害者の性別割合  |
| 目標 12. 持続可能な生産と消費     | 0     | 0  |   |
| 目標 13. 気候変動           | 1     | 1  | 女性を含む、気候変動関連の支援を受けた後発開発途上国および小島嶼開発途上国の数、支援総額  |
| 目標 14. 海洋資源           | 0     | 0  |   |
| 目標 15. 陸上資源           | 0     | 0  |   |
| 目標 16. 平和             | 0     | 7  | 10 万人当たり性別殺人犠牲者数、12 ヶ月以内に親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた人の割合、18 歳までに性的暴力を受けた 18 ~ 29 歳若年層の性別割合 |
| 目標 17. 実施手段           | 1     | 0  |   |
| 計                     | 31    | 53 |   |
| 除く目標 5                | 22    | 39 |   |

注：目標 6、17 は指標にはないがターゲットで女性またはジェンダーに言及されている。

### 3. 日本における SDGs の実施

#### (1) 実施のメカニズム

日本政府は、2030 アジェンダに取り組むため 2016 年 5 月内閣総理大臣を本部長、全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」(推進本部) を設置、同年 9 月推進本部の下に、民間構成員 14 名を含む多様な分野のステークホルダーからなる「SDGs 推進円卓会議」(円卓会議) を設置した。この円卓会議の民間の構成員 14 名中、市民社会組織 (CSO) の委員は 3 名、うち 1 名は女性である。民間構成員のジェンダーバランスは 14 名中女性 4 名 (29%) となっている<sup>5)</sup>。

政府は 2016 年 12 月「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(実施指針) を策定した。実施指針は本文と付表 (具体的施策の一覧) で構成されており、8 つの優先課題を掲げている (表 3 参照)。その後 2017 年 12 月には、各年度の行動計画を示す「SDGs アクションプラン 2018」が、2018 年 6 月には「拡大版 SDGs アクションプラ

ン 2018」が発表された。

#### (2) 日本の SDGs 実施指針におけるジェンダー平等の位置づけ

日本の実施指針では、ジェンダー平等の達成に関し、主要原則の 1 つとして「ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDGs の全てのゴールの実現に不可欠なもの」と位置づけられ、さらにその手段としてジェンダー統計の充実と男女別データの把握がうたわれている。

このように実施指針の原則ではジェンダー主流化を掲げているが、その実現には疑問が残る。なぜなら、目標 5 ジェンダー平等は、8 つの優先課題の 1 つ「優先課題 1 あらゆる人々の活躍の推進」に含まれる 6 つの SDGs 目標の一つにすぎない。つまり目標 5 は、優先課題の 8 分の 1 のさらに 6 分の 1、すなわち 48 分の 1 の重みしか置かれていないのである。その上、実施指針では、優先課題 1 以外の他の 7 つの優先課題では、女性にも全く触れられていな

表 3 実施指針における優先課題と関連の SDGs (目標)

|   | 優先課題                      | 関連の SDGs (数字は目標)   |
|---|---------------------------|--|
| 1 | あらゆる人々の活躍の推進              | 1 (貧困)、4 (教育)、5 (ジェンダー)、8 (経済成長と雇用)、10 (不平等)、12 (持続可能な生産と消費) |
| 2 | 健康・長寿の達成                  | 3 (保健)   |
| 3 | 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション | 2 (飢餓)、8 (経済成長と雇用)、9 (インフラ、産業化、イノベーション)、11 (持続可能な都市)         |
| 4 | 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備    | 2 (飢餓)、6 (水と衛生)、9 (インフラ、産業化、イノベーション)、11 (持続可能な都市)            |
| 5 | 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会  | 7 (エネルギー)、12 (持続可能な生産と消費)、13 (気候変動)                          |
| 6 | 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全        | 2 (飢餓)、3 (保健)、14 (海洋)、15 (生物多様性)                             |
| 7 | 平和と安全・安心社会の実現             | 16 (平和)  |
| 8 | SDGs 実施推進の体制と手段           | 17 (実施手段)  |

い。主要原則においてジェンダーの視点の平等は不可欠と述べている割には、実施指針における目標5の位置づけはあまりに低く、ジェンダー視点の主流化は行われていない。

### (3) 日本のVNR

日本のVNRは、官民連携 (Public Private Action for Partnership: PPAP) に基づく2030アジェンダの実施を打ち出すとともに、積極的平和主義の下で課題解決先進国としての実績を踏まえ、世界のロールモデルとなることを目指すとして国際開発協力を強調している。

VNRでは実施体制を整備したこと、実施指針を策定し取り組むべき8つの優先課題を特定したこと、円卓会議を通してステークホルダーの意見を聞いていることを述べた上で、NPO・NGO、民間企業、地方自治体、科学コミュニティ、国会議員については、主体ごとの取り組みを紹介している<sup>6)</sup>。

2030アジェンダの原則である「誰一人取り残さない」を「誰もが活躍できる」に読み替え、すべての人が活躍できる一億総活躍プランを推進、その結果を底辺に行き渡らせるという古典的な経済成長アプローチが掲げられている。活躍から取り残されがちな人びとは特定されてはいないが、子育て世代や高齢者が暗喩されている。

ジェンダー平等については、実施指針においてジェンダー平等の実現とジェンダー視点の主流化がSDGsの実現に不可欠なものとして位置づけられていると紹介、ベルテルスマン財団とSDSN (Sustainable Development Solutions Network) の分析を引用する形で、ジェンダー平等は今後取り組むべき課題との認識が、非常に消極的な形で示されている。

日本のVNRはSDGsの目標に沿ったレビューではなく、日本独自の設定である8つの優先課題に沿って行われているため、ジェンダー平等に関するレビューは、実施指針における48分の1を反映して存在が薄い。小項目名にこそ男女共同参画という文言が用いられているものの、内容は女性活躍推進法に基づく企業の取り組みに関するものに限られている。働き方改革に関する小項目でも女性の働き方に言及しているが、そこでは、女性が子育てや介護をしながら働くために非正規雇用を選択している、女性の自己責任との認識が示されている。この非正規雇用を選択せざるを得ない社会的環境については触れていない。

ジェンダー視点の主流化を実施指針でうたっていると紹介しているにもかかわらず、VNRの優先課題1以外の課題ではジェンダー視点は示されていない。例えば優先課題7平和と安全・安心社会の実現に関して子どもに対する虐待防止に触れているが、女兒が性暴力被害に遭いやすいことには触れていない。それどころかジェンダーに基づく暴力 (GBV) については、単に、NPO・NGOが取り組んでいると記されているだけで、政府の問題意識も取り組みの意思さえ示されていない。

国際協力に関しては、開発協力大綱の下で保健、防災、女性を軸に誰一人取り残されることのない世界を目指していること、「女性活躍推進開発戦略」に基づき途上国における女性活躍促進のための資金支援を約束したことなどを紹介するとともに、目標3保健、目標6水分野では対象としての女性に言及している。

以上日本のVNRは、労働市場への女性の動員に焦点が置かれており、決定参画やジェンダーに基づく暴力への取り組みは示されておらず、ジェンダー平等の実現や

ジェンダー視点の主流化は、単に書かれていることにとどまっており、ジェンダー平等の推進に関しては非常に消極的である。

#### 4. 分析と考察

以下では日本を含む 13 の VNR について分析軸の項目ごとに分析する。

##### (1) SDGs 実施におけるジェンダー平等推進の位置づけ

ほとんどの VNR では、SDGs 実施にあたりジェンダー平等の推進は重要と述べており、例えば、「ジェンダー平等は 2030 アジェンダ実施にあたって優先課題であり、ジェンダー視点の主流化は重要な戦略」のように表現されている。また VNR の「まえがき」でマレーシアの首相が「ジェンダー平等と女性と少女の権利の達成にコミットする」との決意を表明していたり、「フェミニスト政策」や「ジェンダー外交」などを掲げてその態度を鮮明にしている国もある。

今回対象とした 13 の VNR では、国内実施体制において中心的な役割を担っている省庁として、日本でいえば内閣府、外務省、財務省、環境省、経済産業省、国土交通省、総務省などに相当するさまざまな省庁名が挙げられているが、ジェンダー平等推進の所轄省庁が SDGs 推進の中心的役割を担っている国はない。また、中心的役割を果たしている省庁は SDGs 取り組みにおけるジェンダー平等の推進に関係しないように見える。

##### (2) ジェンダー平等の現状、成果、課題

###### (a) 経済分野一労働力率、性別賃金格差、パートタイム雇用、決定参画

経済分野におけるジェンダー平等の現状

に関してはどの VNR も言及しており、特に女性の労働力率はジェンダー平等の成果や課題を示す指標として用いられている。また、バングラデシュのように女性の経済への包摂が国の開発の原動力としている国もある。

これまでの活動の成果として賃金格差の縮小を挙げている国もあるが、多くの場合、所得・賃金の性別格差は依然として課題としている。その理由として、スウェーデンでは、パートタイム雇用に女性が多く就業していること、女性の就業先が低賃金分野に偏っていること、管理職についている女性が少ないことを挙げている。

パートタイム雇用については、今後も増えるとの見方が広くみられる。その背景としては第 4 次産業革命、デジタル化などに伴う柔軟な働き方への需要の増加が挙げられている。一方で、マレーシア、日本は、パートタイム雇用について女性にとって家庭責任との両立を可能にしていると見ているが、他方、オランダやスウェーデンは性別賃金格差の原因と指摘している。

指導的地位にある女性の割合の増加を成果として挙げている国は少なくない。例えば、マレーシアは上場企業の経営者に占める女性の割合 26.3% と述べ、ネパールは民間企業の意思決定の地位にある女性 25% との数字を挙げている。同時に、女性管理職や女性役員が少ないことが賃金の男女格差の原因とも指摘されており、オランダやマレーシアでは、経営者団体とともに「女性をトップに」「30% クラブ」などの取り組みをしていることが紹介されている。また、ネパールでは生協の管理職の半数は女性、バングラデシュでは各村に設置したワンストップデジタルセンターに男女 1 名ずつの起業家を配置している、などの事例を紹介している。



## (b) 政治的分野における女性の決定参画

政治的分野における決定参画に関しては、ほとんどの国が国会議員に占める女性比率を指標としており、ベルギー、ネパール、バングラデシュ、マレーシアなど、ジェンダー平等の取り組み成果としている国が少なくない。これに対して、GGGIにおいても政治的決定参加分野の遅れが顕著な日本のVNRは、「指導的立場にいる女性の割合が低いことや、〈中略〉取り組みが十分でないことも課題として指摘されている」と受け身の表現にとどまっている。

## (c) 無報酬の家事・育児・介護労働の再配分

ベルギー、ポルトガル、タイなど、いくつかの国では、目標5のターゲット5.4ケア労働の分担や無報酬労働の認識と固定的性別役割を関連付け、ジェンダー平等の達成にとって課題ととらえられている。またインドはこの問題への取り組みとして生活時間調査を行うとしている。これに対し日本は、長時間労働こそが、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因であり、女性のキャリア形成、男性の家庭参画を阻んでいるとの見解を示しており、働き方改革こそが解決策であると示唆している。他方、前述のように女性はケア労働のためにパートタイム雇用を選んでいるとの認識も示されており、家事・育児・介護労働の再配分を積極的に推進しようとしているのか疑問が残る。

## (d) 女性に対する暴力（VAW）・ジェンダーに基づく暴力（GBV）

VAWまたはGBVは多くの国で今後取り組むべき国内課題との認識が示されている。VAW/GBVは目標5ジェンダー平等だけでなく、目標11持続可能な都市、目

標16平和との関連でも取り上げられており、広くSDGsの推進を通じての取り組みが可能であることを示唆している。性暴力に関するデータは目標5のみならず、目標11、目標16の指標においても求められていることから、指標を通じてジェンダー視点の主流化が可能であることを示す一例である。VAW/GBVについてのデータに関して、インドネシアでは、全国9,000世帯に対するVAWに関する聞き取り調査に基づき現状を示しており特徴的である。

VAW/GBVに関しては、特別の配慮が必要な人びととして、若い女性、売買春の被害者、LGBTI<sup>(7)</sup>、セックスワーカーなどが各国の実情に基づいて特定されており、また、ワンストップセンターなどの被害者保護の取り組みにも言及している。イタリア、インド、インドネシア、タイのVNRでは、人身取引やインターネットなどの新しい形の暴力も課題として指摘している。

開発協力における優先事項として女性に対する暴力を挙げている国も少なくなく、ベルギーはアプリやクラウドを使った取り組みを事例として挙げている。

女性に対する暴力（VAW）と表現するかジェンダーに基づく暴力（GBV）とするかは、性的マイノリティやSOGI<sup>(8)</sup>に基づく差別に対する認識と関係するのではないかと考えたが、VNRでは必ずしも厳密に使い分けられてはいない。例えばマレーシアのVNRはLGBTの人びとには触れていないがGBVを用いている。因みに、VNRでLGBT、LGBTI、LGBTQ<sup>(9)</sup>の人びとやSOGIに言及しているのはEUのうちの5カ国とネパールの計6カ国である。アジアのVNRでも性的マイノリティに言及している国があることは、これに対する認識と受容の世界的拡がりを示していると言える。

### (e) 教育および健康

教育および健康に関し、ヨーロッパの先進国では、国内では取り残されがちな人びとの課題としており、開発協力において重視される傾向がある。これに対して、アジアの VNR では開発努力の成果として言及されていることが多い。むろんまだ課題も残っており、例えばインドでは、女子への自転車支給により中等教育の中退を減らした例、「女兒を救い、女兒に教育を」という女の嬰兒墮胎と教育を結びつけたキャンペーンなどの取り組みを紹介している。

健康に関して、感染症などの健康課題全般にジェンダー視点を統合する努力は明示的ではなく、女性に関しては出産、妊産婦死亡率などの母子保健分野に集中している。その中で、マレーシアの VNR で、性と生殖に関する健康 (SRH) について、対象に若者を含む調査結果を詳述しているのは注目に値する。SRHR に関連して、デンマーク、ポルトガル、インドネシアでは包括的性教育に言及しており、ポルトガルは国際的に議論の多い中絶の合法化にも言及している。北欧の国々は SRHR を開発協力における重要分野としているが、日本は NPO・NGO が取り組んでいるとの記述に終わっている。

### (3) ジェンダー視点の主流化

ジェンダー主流化は、開発戦略や SDGs の推進にジェンダー視点を統合することである。以下では、① VNR におけるジェンダー主流化への言及と SDGs の実施における位置づけ、②ジェンダー予算、③目標 5 以外の目標におけるジェンダー視点の統合を軸にまとめる。

### (a) VNR でのジェンダー主流化への言及と SDGs の実施における位置づけ

VNR でジェンダー主流化という文言を用いているのは、ベルギー、ポルトガル、スウェーデン、インドネシア、マレーシア、日本の 6 カ国である。うち日本は、前述のとおり実施指針で書いているとの紹介に過ぎず、マレーシアはジェンダー主流化を今後の課題としているものの、同じ項目の下に質の高い幼児教育へのアクセスの向上も含まれており不明確なところがある。

ジェンダー主流化に言及している他の 4 カ国では、SDGs の実施と関連づけており、例えば、ポルトガルではジェンダー主流化政策は 2030 アジェンダの実施原則であると、根幹に位置づけられている。

### (b) ジェンダー予算

VNR でジェンダー予算またはジェンダー対応予算に言及しているのは 6 カ国である。このうちジェンダー主流化の手段として位置づけているのはポルトガル、スウェーデン、インドネシアの 3 カ国で、国の予算にジェンダー視点を統合するための手段のように記述している。インドネシアは財務省の主導によりジェンダー対応予算を国家開発計画に組み込んでいると紹介している。

ジェンダー主流化という文言は用いていないがジェンダー対応予算に言及しているのはネパール、タイ、イタリアの 3 カ国で、ネパールではジェンダー平等推進のための制度として国家企画委員会と財務省により、タイは憲法に基づいて自治体レベルで実施されている。イタリアでは公的支出監視手段と位置づけられている。

ジェンダー対応予算の実施は、ジェンダー主流化の手段として位置づけているかどうかにかかわらず、各国の法的位置づけ

により行われていることが分かる。

### （c） 目標5以外の目標でのジェンダー視点の統合

目標5以外の16の目標でのジェンダー視点の統合についてみると、最も多くの目標でジェンダーや性別に言及しているのはスウェーデンで、17目標のうち11の目標で言及している。このほか、デジタル経済の推進に伴う柔軟な働き方の導入、交通改革への取り組み、難民キャンプ支援におけるジェンダー視点の必要性、交通行動やニーズに関するジェンダー分析、社会福祉ワーカーに対する研修へのジェンダー視点の統合など、多様な分野でジェンダー視点を統合している例が挙げられている。それぞれの事例は非常に参考になるものであるが、目標5以外の目標へのジェンダー視点の統合は散発的で、2030アジェンダが求めているような系統的、組織的なものではない。

VNRでジェンダー主流化という文言を用いていなくても、ジェンダー外交を掲げ開発協力にジェンダー視点を含めたり、人道支援における女性への配慮などの形でジェンダー視点が反映されたりしている例もあるが、そのような事例は少ない。

多くのVNRでは第4次産業革命やデジタル化を開発の方向として挙げている。しかし、デジタル技能やアクセスにおけるジェンダー格差にはバングラデシュなどわずかな事例を除いては触れられていない。また、若者の失業を課題としながらジェンダー別の違いには注目しておらず、人身取引や子どもポルノに言及しながらジェンダーには触れられていないなど触れられていないことの方が多い。特に問題なのは、ほとんどのVNRで環境分野の目標で言及されていないことである。

このようにジェンダー主流化が組織的に行われていない理由の一つが、指標で性別データが要求されていないことにあると思われる。特に、前述のように環境目標の指標には性別や女性が含まれていない。今後、環境目標をはじめ、すべての指標に性別データを含める必要があることを示唆している。この課題は、今後SDGsの地域での実施（ローカル化）の進展に伴いますます重要と思われる。

### （4） 「誰一人取り残さない」に関するジェンダー視点

「誰一人取り残さない」は2030アジェンダの理念である。この実現に関してジェンダー視点はどうか統合されているのか。EUのVNRでは、複合的差別を抱える人びと、障害者、少数民族、低教育層、移民、子どものいるひとり親、LGBTIの人びと、移民の若者、セックスワーカー、ロマの移民女性などを取り残される危険のある人びとと挙げており、その中に困難を抱えた女性を含めている。

アジアのVNRでは貧困者、障害者、高齢者、少数民族が共通して挙げられているが、性別への言及は非常に少ない。マレーシアのVNRが貧困層を「B40 コミュニティ」として、うち女性世帯主は19.3%と性別データを挙げているのは例外的といえる。これに関連してバングラデシュは、デジタルバングラデシュを掲げて進める中、デジタル化の波からこぼれる危険のある人びとを脆弱層としているのは注目に値する。バングラデシュでは農民、極度の貧困者、災害の被災者、社会保障受給者などの困窮者に対し、銀行口座と携帯電話を組み合わせた金融サービスへのアクセスを提供している。そして各村にデジタルセンターを設置、男女をペアとして社会起業家に運営させて

いる。このデジタル化にあたっての「誰一人取り残さない」取り組みとそれへのジェンダー視点の統合は、「ソサエティ 5.0」を掲げ SDGs を通じてデジタル化を進めようとしている日本をはじめとする多くの国にとって参考になる。デジタルアクセスに対するジェンダーおよび世代格差は、途上国だけでなく先進国においても共通の課題である。

#### (5) 市民社会組織、ステークホルダーの参加とジェンダー視点

2030 アジェンダが VNR のレビューにおける CSO を含むステークホルダーの参加を求めていることから、ほとんどの VNR はその作成過程でステークホルダーと協議したことに言及しており、VNR にステークホルダーによるレビューを添付しているものもある。しかし、CSO における女性グループの役割に関しては、ベルギー、ポルトガル、ネパール、バングラデシュで、女性グループが CSO の取りまとめの一角を担っていることが述べられているものの、いずれの国においても、VNR のレビューにおける CSO の関与がどのようにジェンダー視点の推進に貢献したかについては、明示的に述べられていない。日本では NGO/NPO が「ジェンダー平等や女性に対する暴力の撤廃、女性の健康と権利などジェンダーにかかわる課題」に取り組んでいるとの認識にとどまっている。

#### (6) 開発協力

日本を含む OECD 諸国は総じて国際分野におけるジェンダー平等の推進には積極的である。特に、EU 諸国は教育、経済的エンパワーメント、母子保健、水と衛生などと共に、SRHR、GBV、性的権利、LGBTI など人権を前面においている。ま

た、アプリを使った性暴力加害者処罰に必要な証拠保存活動支援、難民キャンプ支援におけるジェンダー視点の統合などの特徴的な活動を紹介している。日本は開発協力を通じて途上国におけるジェンダー平等の推進ではなく女性活躍の促進を掲げており、事例として日本の NGO による途上国の女性団体をパートナーとした教育分野の取り組みを紹介している。

アジアの国々も近隣国や後発途上国に対して開発協力を行っており、インド、インドネシア、マレーシア、タイの VNR では、二国間および南南三角協力、ASEAN や SAAC などの地域協力枠組みを通じて、貧困削減、環境、技術協力、資金協力などの支援を行っていることが述べられている。しかしアジアの国々の開発協力に関し、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントに触れている国はない。

アジアの国々は同時に開発協力の受け取り国でもある。多くの国は SDGs を達成に必要な資金ギャップを埋めるためのアディスアババ行動目標<sup>10)</sup>や ODA の GNI 比 0.7% 目標の重要性、技術移転、貿易や投資に触れている。しかしこれらの外部資金が、ジェンダー格差解消や女性のエンパワーメントに重要であることに言及しているのはネパールのみである。

## 5. おわりに

13 の VNR をジェンダーの視点から分析を通して明らかになったことは、EU の OECD・DAC 諸国でジェンダー視点の主流化が進んでいるわけではないということである。確かに、今回分析対象とした EU の国々には GGGI による順位が高い国が多く、SDGs の貧困、健康、教育、ジェンダー平等に関する目標についても、国内では特

定のグループの課題と見られ、力点は開発協力により置かれている。ジェンダー視点の主流化も SDGs の推進に関係づけているところが少なくない。しかし、多くの国々で SDGs を通じて推進しようとしている持続可能で包摂的、循環型経済の構築にジェンダー平等との関連づけは行われていない。環境分野についてはなおさらである。あらゆる目標へのジェンダー視点の統合の点からは、EU の国々もモデルではないことが改めて確認された。

アジアの国々についても、国による違いはあるものの、開発の主流へのジェンダー視点の統合に関しては先は長い。そのような中、後発開発途上国であるバングラデシュが、デジタル化を進めるにあたり、農村のデジタルセンターに男女の起業家を配置するなどして、デジタル分野でのジェンダー格差を縮める工夫をしていることは興味深いことであった。ジェンダー主流化に関しては、どの国もまだスタート地点にいるということで、今後の進展のモデルはないことでもある。

多少でもジェンダー主流化が進んでいる国には何か共通する特徴があるのだろうか？意思決定や指導的地位への女性の参画は一つの特徴といえそうである。EU の国々については、決定参画におけるジェンダー平等の促進は GGGI の順位に代表されるとおりであるが、アジアの国々についても、例えばバングラデシュは GGGI の政治的エンパワーメント指数では世界 144 ヶ国中 7 位である。ネパールは GGGI の順位は高くないが、全国 600 万人の会員を擁し GDP の 18% を算出している協同組合の会員および指導的地位にある人の半数は女性とのことである。このネパールや前述のバングラデシュのデジタルセンターの事例は、ジェンダー平等が言葉だけではなく草

の根でも実践されていることを示しており、それが社会を動かす力となっていることを示唆している。

政府による自発的な調査や統計データの提示も、政府のジェンダー主流化への取り組み姿勢を示すものといえる。インドネシアにおける VAW/GBV に関する大規模な全国調査やマレーシアの VNR で紹介された SRH に関する詳細な調査はその好例である。EU、アジアを問わず VNR の付録として統計データを掲載している国も少なくない。

VNR で示された各国のレビューは事例の宝庫であり大いに活用できそうである。その意味では、蟹江が述べるように、法的拘束力は持たないが、SDGs は新しいグローバルガバナンスの可能性を示しているのかもしれない（蟹江 2017: 1）。

課題は、目標 5 ジェンダー平等以外の目標、特に、環境分野におけるジェンダー主流化である。指標にジェンダー要素が含まれていない目標でのジェンダーへの言及は少ないことから今後これらの分野の指標に性別データや女性に関するデータを含めることは課題である。

日本の VNR では、日本は「持続可能で強靱、そして経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」とうたわれているが、VNR からみると日本の SDGs への取り組みは先駆者にはほど遠い。以下の日本の取り組むべきヒントが導き出される。

- ① ジェンダー平等が不可欠という実施指針で書かれた原則を形にする。例えば、現在は 48 分の 1 の重みしか与えられていないジェンダー平等に関する課題を優先課題の一つにすることは考えられる。
- ② 女性活躍だけでなく、幅広く、VAW/

GBV やハラスメント、無報酬労働の再配分などジェンダー平等を妨げている課題に取り組むとの政治的意思を示す。

- ③ すべての優先課題にジェンダー視点での取り組みを含める。特に、Society5.0 の実現にあたりジェンダー視点を主流化する。
- ④ 「誰一人取り残さない」という 2030 アジェンダの理念の実現を重視し、ジェンダー視点を統合する。特に、デジタルデバイドにより取り残されがちな人びと、貧しいシングルマザーや高齢女性、性暴力被害者、女性移住労働者などについて言及する。
- ⑤ すべての性別統計に基づく指標を作成する。

## 謝辞

本原稿の作成に当たり、査読者から非常に有益なコメントをいただきました。心より感謝申し上げます。

## 注

- (1) 外務省仮訳 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>
- (2) 重複を除くと 232。 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000470374.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000470374.pdf)
- (3) 市民社会による国別報告は 18、課題別は 6。所在は <https://action4sd.org/major-groups/hlpf/>
- (4) 目標 3 ではジェンダーに関する文言は使われていないが SRHR を言及とみなした。
- (5) 円卓会議には他に政府の構成員が含まれており合計 35 名である。政府の構成員は役職に基づいているため流動的で、性別は確定できない。2016 年 9 月 8 日付「持続可能な開発目標

(SDGs) 推進円卓会議」関係府省庁構成員一覧による ([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/entakukaigi\\_dai1/siryoul.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/entakukaigi_dai1/siryoul.pdf))。

- (6) 地方自治体の取り組み例として北九州市でのシンポジウムの開催も紹介されている ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page1\\_000359.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page1_000359.html))。なお、2017 年 7 月の HLPF における岸田外務大臣 (当時) によるプレゼンテーションでも水分野での国際協力として北九州市の取り組みが紹介された。
- (7) Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender/ Transsexual and Intersex People の略。
- (8) Sexual Orientation and Gender Identity (性的指向・性自認) の略
- (9) Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Intersex, Queer の略。「Q」は「Questioning (疑問) または Queer (奇妙な、独特の)」の頭文字で、「LGBT」のどこにも当てはまらない、決めかねているといった場合に使われる。(出典 文京区『性自認および性的指向に関する対応指針案』 (<http://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0122/5725/201612295642.pdf>))
- (10) アディアスアベバ行動目標は、2015 年エチオピアのアディアスアベバで開催された第 3 回開発資金国際会議で採択されたもの。開発資金国際会議は、開発途上国の開発資金確保とその効果的な活用のための課題や方策につき、首脳・関係レベルで議論するために国連が開催する会合。 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page22\\_002123.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page22_002123.html)

## 参考文献

- エレノア・ボロムストロム (2015) 「持続可能な開発目標の策定における女性 NGO が果たした役割」『私たちの 21 世紀』第 84 号、10-15。
- 織田由紀子 (2017) 「SDGs におけるジェンダー課題」『国際女性』第 31 号、106-110。
- 蟹江憲史編著 (2017) 『持続可能な開発目標とは

何か—2030年へ向けた変革のアジェンダー—  
ミネルヴァ書房。

黒田かをり（2018）「持続可能な公共調達から考える」沖ほか著『SDGsの基礎』学校法人先端教育機構事業構想大学院大学出版部、販売宣伝会議、119-142。

田中雅子（2018）「ジェンダー平等、女性と女の子のエンパワーメント—SDG5」高柳・大橋編『SDGsを学ぶ—国際開発・国際協力入門』法律文化社、81-99。

堀内光子（2017）「女性差別撤廃条約とSDGs」『国際女性』第31号、101-105。

三輪敦子（2016）「ジェンダー」田中治彦・三宅隆史・湯本浩之編著『SDGsと開発教育』学文社、235-254。

Canadian Council for International Co-operation (CCIC) (2018) Progressing national SDGs implementation: An independent assessment of the voluntary national review reports submitted to the United Nations High-level Political Forum on Sustainable Development in 2017 <https://ccic.ca/wp-content/uploads/bsk-pdf-manager/2018/05/Full-report-Eng.pdf> (last accessed 30 November 2018)

Division for Sustainable Development (DSD) , Department of Economic and Social Affairs (DESA) , United Nations (2018) *Synthesis of Voluntary National Reviews 2017* [https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/17109Synthesis\\_Report\\_VNRs\\_2017.pdf](https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/17109Synthesis_Report_VNRs_2017.pdf) (last accessed 30 August 2018)

Gabizon, Sascha (2016), 'Women's Movements' Engagement in the SDGs: Lessons Learned from the Women's Major Group', *Gender & Development*, vol. 24, no. 1, 99-110.

World Economic Forum (2017), *The Global Gender Gap Report 2017*

各国のVNR <https://sustainabledevelopment.un.org/vnrs/> による。

〈注記〉本論文は研究本体のテーマに関わり、「KFAW 調査研究報告書」(VOL 2018-3)で詳述する調査結果の一部を検討・分析し、同テーマの基で「研究論文」として執筆したものである。